

浄化槽機能実地審査要領

(目的)

第1条 本要領は、浄化槽整備事業等に係る浄化槽登録要領第5条第2項に定めた登録簿に登録された浄化槽（以下「登録浄化槽」という。）について、浄化槽登録要領施行細則第7条により選定された浄化槽が、厚生省の定める合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（以下「指針」という。）に適合しているか否かについて判定するための必要な事項を定めることを目的とする。

(実施機関)

第2条 全国浄化槽推進市町村協議会会長（以下「会長」という。）は、実地審査に係る事務を浄化槽の機能に関する知識及び経験を有する機関に委託することができる。

(審査対象浄化槽の選定)

第3条 浄化槽登録要領施行細則第7条により選定された登録浄化槽は、原則として10施設とする。

ただし、浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領第15条第3項に基づき実地審査免除されたものが5年間の登録期間内に構造変更を行った型式については、申請者は構造変更後の品質管理の状況および維持管理性に著しい変化がないことを示す資料を提出することとし、浄化槽登録審査専門委員会においてその内容が妥当と判断された場合は実地審査を実施しない（妥当と判断されなかった場合は実地審査を10施設実施することとする。

登録有効期間が3年とされた登録浄化槽については、新規登録浄化槽と同等の取り扱いとする。

(市町村への通知)

第4条 会長は、審査対象浄化槽の所在する市町村長に、審査の実施について通知するものとする。

- 2 会長は、審査対象浄化槽の設置者に対する協力依頼など、実地審査の円滑な実施について、市町村に協力を求めることができる。
- 3 会長は、第1項の市町村長に審査の結果を通知するものとする。
- 4 審査対象浄化槽の所在する市町村の職員は、実地審査に立ち会うことができるものとする。

(実地審査の方法)

第5条 実地審査は、審査対象浄化槽について、登録有効期間内に2回実施するものとし、1回目については、審査対象浄化槽の使用開始後、概ね8ヵ月から10ヵ月後を目

途に、また、2回目については、1回目の審査後、概ね6カ月後を目途に実施するものとする。

2 実地審査は、別紙の審査票により行うものとする。

3 実地審査を実施する機関は、あらかじめ審査対象浄化槽の設置者に実地審査を実施する日時等を連絡するものとする。

(審査結果の報告)

第6条 会長は、実地審査の結果を浄化槽登録審査専門委員会(以下「委員会」という。)に提出するものとする。

2 委員会は、前項により提出された報告をもとに審査対象浄化槽となった浄化槽が指針に適合しているか否かについて審査を行い、その結果を会長に報告するものとする。

(実施規定)

第7条 この要領に定めるもののほか実地審査に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

本要領は、平成4年12月1日から施行する。

附 則

本要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、平成20年11月27日から施行する。

附 則

本要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、令和5年3月7日から施行する。